

## プロモーションアドバイザー派遣に伴うオンライン会議システムの利用に関する要領

(策定) 令和2年8月28日要領第3号

### (趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）が実施する、プロモーションアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）派遣に伴うオンライン会議（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムを利用した会議をいう。）システムの利用において、必要となる事項を定めたものである。

### (対象業務)

第2条 協会で行うアドバイザー派遣業務を対象とする。

### (利用者)

第3条 利用者は協会が承認した者に限る。

### (実施方法)

第4条 オンライン会議実施に際し必要な機器（パソコン、タブレット、携帯電話等）および通信回線等は、原則、参加者が準備したものを使用する。

2 使用するオンライン会議システムの準備及び設定等は派遣受け入れ自治体が行うものとする。

3 オンライン会議システムを利用した派遣を自治体が要請できるのは、1事業につき、原則、4時間を上限とする。

### (費用の負担)

第5条 会議等に係る費用（通信機器及び通信費）は、利用者の負担とする。ただし、アドバイザーへ支払う経費（交通費、謝礼金等）については、プロモーションアドバイザー制度要綱第10条で定めた内容に従うものとする。

### (個人情報等の取扱い)

第6条 オンライン会議システムを使用する場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとする。また、セキュリティソフトの導入等により、外部及び内部からの不正アクセスを防止するなど、情報セキュリティ対策を行うものとする。

### (その他)

第7条 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

### 附則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。